R4.10.1

【長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）に係る認定事務手数料について】
（千歳市が所管行政庁となるもの）

法第５条第１項～第７項に係る認定申請手数料
（登録住宅性能評価機関で「長期使用構造等確認」を受けた場合）

住棟の種別・総戸数		認定申請手数料（円）	認定申請手数料（円）
		新築	増改築・既存
戸建住宅	1戸	15,000	22,000
共同住宅	2戸以上5戸以下	26,000	38,000
	6戸以上10戸以下	42,000	61,000
	11戸以上30戸以下	68,000	99,000

法第８条第１項に係る変更認定申請手数料
（登録住宅性能評価機関で「長期使用構造等確認」を受けた場合）

住棟の種別・総戸数		変更認定申請手数料（円）	変更認定申請手数料（円）
		新築	増改築・既存
戸建住宅	1戸	11,000	17,000
共同住宅	2戸以上5戸以下	20,000	29,000
	6戸以上10戸以下	33,000	48,000
	11戸以上30戸以下	51,000	75,000

（共同住宅の手数料の計算例）
20戸建のマンションにあって、区分所有者が複数おり、18戸のみについて、確認書等を用いて認定申請をする場合
1棟20戸＝68,000円
20戸建てのマンションにあって、所有者が一人であり、18戸のみについて、確認書等を用いて認定申請をする場合
68,000円÷18戸＝3,777円/戸　3,800円/戸
3,800円/戸×18戸＝68,400円/棟

法第８条第１項に係る変更認定申請手数料（工事着手・工事完了予定時期、譲受人・管理者等決定予定時期の変更）

申請件数	変更認定申請手数料（円）
	新築・増改築
1件につき	800

法第９条第１項に係る変更認定申請手数料（譲受人・管理者等の決定）

申請件数	変更認定申請手数料（円）
	新築・増改築
1件につき	1,600

法第10条第１項に係る地位の継承の承認申請手数料

申請件数	承認申請手数料（円）
	新築・増改築・既存
1件につき	1,600

※法第６条第２項に係る申し出をする場合は、上記の手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。